

# 八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例及び同解説

八 尾 市

## ■ 目 次

前 文	.....	P 1
第 1 条	目的.....	P 3
第 2 条	定義.....	P 4
第 3 条	まちづくりの基本原則.....	P 5
第 4 条	まちづくりに参加する権利.....	P 6
第 5 条	協働の推進.....	P 7
第 6 条	情報の共有.....	P 8
第 7 条	市民の役割.....	P 9
第 8 条	市の責務.....	P10
第 9 条	説明責任.....	P11
第10条	対話の場.....	P12
第10条 の2	校区まちづくり協議会.....	P13
第10条 の3	わがまち推進計画.....	P15
第11条	市民公益活動への支援.....	P16
第12条	市民意見提出制度.....	P17
第13条	行政評価.....	P18
第14条	審議会等の運営.....	P19
第15条	満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障	P20
第16条	条例の見直し.....	P21

## (前 文)

八尾市は、河内音頭をはじめ、さまざまな伝統的文化が今に継承され、心合寺山古墳<sup>しおんじやま</sup>などの歴史的な環境や高安山山系のみどりあふれる自然環境に恵まれたまちであります。また、多種多様な技術を有する中小企業が集積しているものづくりのまちであり、多くの外国人が共に生活するまちでもあります。人情と情熱にあふれる市民のパワーが先人の汗と知恵を引き継ぎながら、八尾固有の風土とまちを作り上げてきました。

古くから大和と難波を結ぶ要衝、河内の中心として栄え、中世には久宝寺、八尾、萱振の三つの寺内町が形成されました。ここに市民自治の萌芽がみられ、自治都市としての伝統が自治会加入率の高さとなってあらわれ、市民と市との協働の実績を生み出してきました。

この経験を活かし、市民自治をより発展させるためには、人権を尊重し、社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障がいのあることなどの違いを認め合い、すべての市民一人ひとりがつながり、市民と市及び市民どうしが地域の課題について話し合い、課題解決の途を探ることが重要となってきます。これを前提に、地域資源を最大限に活用して、市民と市及び市民どうしがそれぞれの役割分担と責任を自覚し、協働してまちづくりを進めていくことが、新たな段階の地方自治に求められます。

市民が住みつづけたいと思うまちの実現をめざし、ここに、参画と協働の新たな仕組みを定め、地方自治の本旨に基づき、市民が主体となって地域活動を行い、その活動を通じて蓄積される地域力を活かしたまちづくりをより一層進めるため、この条例を制定します。

## 前文の解説

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例は、八尾市において市民参画と協働によるまちづくりを進めるための考え方や制度を定めています。前文では、八尾市の文化や歴史、自然、産業について触れる一方、これまで培われてきたコミュニティづくりや、市民と市の協働の経緯について述べるとともに、「市民自治」と「地域と向き合う行政」の実践の重要性を指摘し、その実現のためにこの条例が必要であることを記述しています。

また前文では、八尾市にある、たくさんの地域資源についても述べています。市の東部には人々の心を癒すみどりあふれる自然と多くの史跡を有する高安山、その西側には一級河川大和川をはじめ、桜並木の見事な玉串川などが縦横に流れ、市街地に目を移すと、住宅地、工場、商店街、鉄道、高速道路、そして飛行場があり、多彩な顔を持ったまちを形成しています。この八尾市は、昭和23年(1948年)に人口6万4千人余りの田園都市として産声を上げ、その後の高度経済成長期を経て、近代都市として発展を続けています。

八尾の地は江戸時代の大和川の付け替え工事により、洪水を繰り返していた旧川筋などが新田として生まれ変わるとともに、農家の副業であった河内木綿の生産や刷子、撚糸の製造が地場産業として栄えました。また、積極的な企業誘致や地場産業の近代化、業種転換が図られることにより、多種多様な技術を有する中小企業が集積する全国有数のものづくりのまちとして発展しています。そして、心合寺山古墳など数多くの史跡や文化財、伝統芸能が伝えられており、伝統的文化の一つである河内音頭は古くから歌い継がれ、河内音頭を中心として開かれるまつりは、八尾の夏の風物詩の一つとなっています。

今日、八尾市にはこれらの資源とともに、地域活動や市民活動を活発に展開されている「人」という貴重な財産があります。人の気質はその地方によってさまざまな違いがあります。八尾の人は、歴史的にみて反骨精神や自主・自立・自治の気概があると言われています。戦国時代、450年以上前の歴史を現代に伝えている久宝寺寺内町など八尾市には三つの寺内町があり、このような寺内町としての自治都市の伝統が脈々と受け継がれ市民に根付き、市民自治を育んできたと考えられます。

その伝統が、防災、防犯、環境、福祉や教育などのさまざまな分野で、市民自治を支える地域の自治組織による地域活動としてあらわれ、一例ですが、市民と市が一緒になって取り組んだ、ごみの指定袋による分別収集の成功へとつながりました。また、近年ではNPOなどのテーマ型の市民活動が広がってきています。

これからのまちづくりでは、市民自治の理念にたって、市民自らが主役となり、主体的にまちづくりを進めていくことが大切です。そのためには市民がまちづくりを自らの生活における課題としてとらえ、市は市民がまちづくりに参加する意識を醸成するための支援や、参加の場と機会の更なる確保を保障していくことが必要です。また、八尾の特性である多面性や多様性をさらに活かしていくためには、「八尾市全体のまちづくり」の視点とあわせて、暮らしに身近な「地域のまちづくり」の視点を持つことが必要です。地域の自発性や創意工夫を活かしやすくする取り組みを通して、元気な地域社会を形成し、この動きを広げていくことで八尾市全体の活性化につなげていくことが必要です。

八尾市にはたくさんの外国人が暮らしており、市は国籍にとらわれず共に生活するためのさまざまな取り組みを行ってきました。また、社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障がいのあることなど立場や生活スタイルなどが違う多くの人が生活を営んでいます。市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、立場や考え方の違いを認め合い、まちづくりについての共通意識を持ち、そしてつながり、地域での問題や課題について、対話を重ね、市民どうして問題解決の途を探ることが、これから大変重要なこととなっていきます。

市民が住みつづけたいと思うまちの実現に向けて、地域の課題を自分の生活の問題として市民一人ひとりがとらえ、行動するために、市民と市との協働の新たな関係を仕組みとして定め、地域力を活かした市民主体のまちづくりを進めることを目的として、この条例を制定することを、前文において示しています。

## (目的)

第1条 この条例は、市民の参画と協働によるまちづくりについての基本的な事項を定めることにより、主権者である市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民と市及び市民どうしが対等な立場に立って、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解し合うことを通じて、地方自治の本旨に基づき、地域力を活かしたまちづくりを進めることを目的とする。

## 目的（条例第1条の解説）

第1条では、市民一人ひとりがまちづくりを担う意識を持ちながら、多様なまちづくりに関わる仕組みをつくることにより、地域力を活かしたまちづくりを進めることについて定めています。

この条例では、市民参画と協働によるまちづくりにおける市民と市の役割を明確にしています。市民参画と協働によるまちづくりを進めるためには、主権者である市民一人ひとりが、八尾市のまちづくりを担っていることを認識し、自覚することが必要であるとともに、市は市民がまちづくりに関わる仕組みをつくることにより、まちづくりを市民にとって、より身近なものにする必要があります。自治の意識を持つ市民一人ひとりの力を地域力として活かすことにより、地方自治の本旨である市民が主役の自治が行われることを示しています。

## 「市民自治」、「協働」、「地域力」ってどういうことなの？

**「市民自治」とは**、一般的にその地方の行政はその地方の住民の意思と責任に基づき行われることをいいます。

つまり、八尾市の市政運営は、八尾市民の意思と責任に基づき行われることをあらわします。

**「協働」とは**、より良いまちづくりを実現するための手段であり、市民と市、市民どうしが、対等な立場で互いに尊重し合い、まちづくりに関する情報を共有しながら、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解したうえで、共通の目的に向かい、ともに取り組むことです。

**「地域力」とは**、人々が地域で主体的に活動しながら発揮する力や活動を通して蓄積されていく力、すなわち地域で自治を担う力の ことです。



## (定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 八尾市内に住み、働き、学び、又は事業を営む全ての人及び八尾市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障がいのあること等による差別を受けることがない。
- (2) 市 市長その他の執行機関、病院事業管理者及び水道事業管理者をいう。
- (3) 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、市民が主体的に参加することをいう。

## 定 義 (条例第2条の解説)

第2条では、この条例における用語の定義を行っています。その効力は、この条例とこの条例に規定する制度に限られ、他の条例に及ぶものではありません。

第1号の「市民」とは、八尾市内に住んでいる人、市内の事業所で働いている人、市内の学校に学んでいる人、事業所を営んでいる人、市民公益活動を行っている人の他、八尾市内に事業所をおいている法人やその他の団体など広い範囲をさします。

また、すべての市民は、平等であることも示しています。

第2号の「市」とは、市長、その他の執行機関、病院事業管理者及び水道事業管理者をさします。その他の執行機関とは、具体的には、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、監査委員のことで、これらの執行機関は、市政全般の運営に当たるわけではありませんので、地方自治法などで認められた各々の権能の範囲内で責務を負うことになります。

また、この条例の前文において、「市」と表現しているところと、「八尾市」と表現しているところがありますが、用語の意味は異なります。市民と市すべてを含んだものについては、八尾市と表現しております。

第3号の「参画」とは、市の政策の立案から実施及び評価に至る過程において、市民が主体的に参加し、まちづくりに市民の意見が反映されることをさします。

なお、まちづくりには、人々が顔の見える身近な地域で、心豊かに生活していくための共同の場(まち)を自らの知恵と汗によって創りだしていくまちづくりと、都市全体を見渡した都市政策の視点からのまちづくりがあります。



## (まちづくりの基本原則)

第3条 この条例の目的を達成するため、まちづくりの基本原則を次のとおり定める。

- (1) 市は、市民の参画に基づき、まちづくりを行うこと。
- (2) 市民と市とは、対等な立場に立ち、協働のまちづくりを進めること。
- (3) 市民と市とは、お互いにまちづくりに関する情報を共有し合うとともに、市は、その保有する情報を積極的に提供すること。
- (4) 市民と市、市民どうしは、信頼関係に基づき対話を重ね、まちづくりを進めること。

## まちづくりの原則 (条例第3条の解説)

第3条では、条例の目的を実現するために必要な事項として「まちづくりの基本原則」を定めています。この基本原則に従って、第4条以下で参加や参画、協働のために必要な個別の事項を定めています。

### 1) 市民参画の原則

第1号では、市民自治を進めていくためには、まず市民が主体的にまちづくりに関わることが必要であり、市民自治・地域分権の実現のために、市は市民の参画に基づいたまちづくりを進めることを規定しています。

### 2) 対等の原則

第2号では、まちづくりの主役である市民が主体的にまちづくりに関わり、市民自治を実現するためには、市民と市とは、まちづくりの担い手として対等な立場に立って、互いに尊重し合い、より良いまちにするために、ともにまちづくりを進めることを規定しています。

### 3) 情報共有の原則

第3号では、市民参画に基づきまちづくりを進めるためには、市が保有する情報を積極的に提供していくことが不可欠であることを規定しています。市民と市が情報を共有することにより、市民は、まちづくりについてより関心を深めることができます。

ただし、情報の提供にあたっては、個人に関する情報の取り扱いについての十分な配慮が必要であり、この点については八尾市公文書公開条例及び八尾市個人情報保護条例において既に規定されています。

### 4) 対話によるまちづくりの原則

第4号では、市民と市、市民どうしの信頼関係に基づいた対話によるまちづくりについて規定しています。市民と市が協働してまちづくりを進めるためには、信頼関係を築くことが必要です。信頼関係に基づいた対話の中から、市民が真に必要としているニーズを見い出したり地域資源を活用するきっかけが生まれてきます。また、市民どうしの対話の中から、地域において課題を解決するために地域資源を活かす知恵が出てくることが期待されます。

### (まちづくりに参加する権利)

第4条 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。

- 2 市民は、まちづくりへの参加においては、お互いが平等であることを認識しなければならない。
- 3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない。

## まちづくりに参加する権利 (条例第4条の解説)

第4条では、参政権の有無に関係なく、市民がまちづくりに参加する権利があることを定めています。

### 1) 参加する権利

第1項では、市民のまちづくりに参加する権利を規定していますが、これには第5条の「議論の場」や第10条の「対話の場」、第10条の2「校区まちづくり協議会」における「まちづくりへの意見を述べる権利」も含まれています。

### 2) すべての市民は平等

第2項では、市民は、社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障がいのあることなどにとらわれず、市民一人ひとりがお互いに平等であるという認識に立って、まちづくりに参加しなければならないことを規定しています。

### 3) 参加、不参加を理由に差別的な扱いを受けない

第3項では、市民は、まちづくりに参加する人、参加しない人があっても、そのことによって差別的な扱いを受けないことを規定しています。

「参加」とは、市民がまちづくりに関して意見を述べたり、さまざまな行政計画の立案や事業実施段階に主体的に関わるもののほか、市民発意で市に課題自体を提案できる参加や、市民が主体となりさまざまな活動を行う参加など、幅広い市民の自由な参加をいいます。





### (協働の推進)

第5条 市は、まちづくりにおいて、市民の発意を尊重するとともに、市民の参画の機会と議論の場を保障するように努めなければならない。

2 市民と市、市民どうしは、お互いに尊重し合い、情報を共有することによって相互理解を深め、それぞれが対等な立場で、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとする。

## 協働の推進 (条例第5条の解説)

第5条では、市民と市、市民どうしの協働によるまちづくりの推進について定めています。

これからのまちづくりにあたっては、市民一人ひとりがまちづくりの課題を認識し、市民と市が共通の目的を持って、ともにその解決にあたることが大切です。そのことによって、地域の実情や特性、地域における課題などに対応した市民主体のまちづくりが推進されることになります。

### 1) 市の姿勢

第1項では、市は、市民の発意を尊重しながら、企画立案のできるだけ早い段階から、市民の主体的な参加と、市民がまちづくりについての議論の場に参加できることを保障していくことに努めなければならないことを規定しています。

ここでの「議論の場」とは、「対話の場」と異なり、最終的に合意形成をめざす場をさしています。

### 2) 市民と市の共通姿勢

第2項では、市民と市、市民どうしは、お互いに尊重し合い、まちづくりに関する情報を共有し、お互いの役割分担を理解したうえで、それぞれが対等な立場で、ともにまちづくりを進めるように努めることを規定しています。



## (情報の共有)

第6条 市は、市民の知る権利を尊重しなければならない。

- 2 市は、その保有する情報を市民と共有するため、その情報を積極的に提供しなければならない。
- 3 市は、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報の提供に係る体制の整備に努めるものとする。
- 4 市民は、市の保有する情報を積極的に収集するとともに、あらゆる機会をとらえ、市民どうしの情報の交流に努めるものとする。

## 情報の共有 (条例第6条の解説)

第6条では、市民と市が、協働してまちづくりを進めるうえで必要な、市民の知る権利と情報共有のための情報公開、市民による情報収集と市民どうしの情報交流の努力について定めています。ただし、個人に関する情報の取り扱いについては、十分な配慮が必要であり、第3条の「まちづくりの基本原則」の解説でもそのことに触れています。

### 1) 市民の知る権利の尊重

第1項では、協働のまちづくりを進めていくためには、市民と市が必要な情報を共有することが大切であり、市は保有するまちづくりに関する情報について、市民の知る権利を尊重しなければならないことを規定しています。

### 2) 積極的な情報公開

第2項では、市は、市民がまちづくりに関心をもてるよう、保有する情報を積極的に提供しなければならないことを規定しています。情報の提供にあたっては、市政だよりの紙面や市のホームページの工夫など、市民に分かりやすく興味を引くよう配慮することが必要です。

なお、公文書は、八尾市公文書公開条例において原則公開としていますが、例外として非公開とする情報は、必要最低限にすることとして公開の対象範囲を明らかにしています。また、情報を公開する際には、個人情報に最大限の配慮をすることが必要となります。

### 3) 迅速な情報提供

第3項では、市は、市民が迅速かつ容易に知りたい情報を得られるように、市政だよりの回覧版、市のホームページなど多様な媒体を活用して提供する一方、市民の公益活動への参加が進むように、情報を提供していく体制整備について規定しています。

### 4) 積極的な情報収集と情報交流

第4項では、情報を共有するためには、市民は、市の保有する情報を積極的に収集するとともに、八尾市市民活動支援ネットワークセンターなどが発行する機関誌やホームページなどを活用して、市民相互の情報交流の活性化に努める必要があることを規定しています。

## (市民の役割)

第7条 市民は、まちづくりの課題を自らの問題としてとらえ、自らの役割と責任を自覚し、まちづくりの主体となって活動するとともに、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとする。

2 市民は、お互いを尊重し、支え合うとともに、交流を進め、連携を図り、地域資源を活かしたまちづくりを進めるよう努めるものとする。

## 市民の役割（条例第7条の解説）

第7条では、市民が立場や考え方の違いを認め合い、協働してまちづくりを担っていくための市民の役割を示しています。

### 1) まちづくりへの参画

第1項では、市民は、まちづくりの課題を自らの問題としてとらえ、課題解決に向けて努力していく姿勢が必要で、そのためには自らの役割と責任を自覚し、自分の住む地域の活動に積極的に参加するなど、まちづくりの主体となって、協働のまちづくりを進めるよう努めることを規定しています。

### 2) 参画にあたっての心得

第2項では、市民は、立場や考え方の違いを認め合い、ともにまちづくりを担っていくためには、お互いを尊重し、支え合うことが大切であることを規定しています。市民一人ひとりの力は小さくとも、それを集めることで大きな力となるため、市民どうしの交流を進め、連携を図り、あらゆる地域資源を活かしたまちづくりを進めるよう努めることが大切です。

地域資源の中には、地域に根付いた文化や歴史、自然をはじめ、さまざまな経験や技術、技能を持った人材や、ものづくりのまち八尾における事業者の持っている資源も含まれます。



## (市の責務)

第8条 市は、市民のまちづくりへの参画の機会を保障し、対話に基づくまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市は、市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、協働の意識を持った職員の育成に努めなければならない。

3 市は、外部委託等を行うに当たり、市民との協働の視点に立ち、市民公益活動の育成に配慮しなければならない。

## 市の責務（条例第8条の解説）

第8条では、市民と協働してまちづくりを行っていくうえでの市の責務を定めています。

### 1) まちづくりへの参画機会の保障

第1項では、これからのまちづくりには、市主導のまちづくりではなく、対話に基づき、市民意見を反映したまちづくりが求められており、市は、市民のまちづくりへの参画の機会を保障し、対話の場では出された市民の意見を踏まえた、まちづくりの推進に努めなければならないことを規定しています。

### 2) 体制整備と市職員の育成

第2項では、市は、市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、協働の意識を持った職員の育成に努めなければならないことを規定しています。

そのために市は、縦割りを排除して協働を担う窓口を創設することや、総合調整機能をより高めるような、市内部の横の連携を促進することなどに取り組み、多様化する市民ニーズへの対応に努めることが必要です。また、体制の整備とともに、市の職員が協働の意識を持ち、業務に取り組むように、市は職員の育成を進めていきます。

### 3) 市民公益活動の育成

第3項では、市は、市の業務を外部委託する際や、指定管理者制度の活用などを図り公共施設の管理・運営を行う際は、効率面をみるだけでなく、市民との協働の視点に立ち、市民公益活動の育成にも配慮しなければならないことを規定しています。



## (説明責任)

第9条 市は、施策の立案、決定、実施及び評価の全ての過程において、その経過、内容、効果等について市民に説明する責任を果たさなければならない。

2 市は、市民の意見、提案等に対して、分かりやすく応答しなければならない。

### 説明責任 (条例第9条の解説)

第9条では、市の施策を市民に説明する市の責任について定めています。

#### 1) 市民への説明責任

第1項では、市は、市民に市の施策の意義や効果、影響や財政上の情報などを説明する責任について規定しています。施策を立案する段階から、実施し、評価するまでの全ての過程で、経過や内容、効果などについて市民に説明する責任を果たさなければならないことを示しています。市は、市民への説明責任を果たしていくことで、より信頼される行政をめざすべきであることを、ここで示しています。

#### 2) 市民への応答責任

第2項では、市は、市民からの意見、提案などに対して、事実関係を調査し、行政用語などを使わずに分かりやすく応答しなければならないことを規定しています。これは応答責任と呼ばれるもので、市が当然行わなければならない責任としてルール化しています。



八尾市の総合計画では、政策を実現するための具体的な施策を、基本計画において体系的に示しています。

「政策」とは、市としてのまちづくりの大きな方向性や目標をあらわすものです。

「施策」とは、政策を具体化していくための基本的な計画や条例、市民生活に大きな影響を与える制度などをさし、個々の事務事業をさしているものではありません。

## (対話の場)

- 第10条 市民は、自由な立場でまちづくりについて意見交換ができる対話の場を設置するよう努めるものとする。
- 2 市は、前項に規定する対話の場の運営に必要な支援を行うことができる。
  - 3 市は、第1項に規定する対話の場を円滑に進めるための人材の育成の支援に努めるものとする。
  - 4 市は、前2項に規定する支援の実施に当たり、その支援の範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

## 対話の場（条例第10条の解説）

第10条では、市民どうしが時間をかけて話し合い、立場や考え方の違いを認め合い、意見を共有していくための「対話の場」とその支援について定めています。

### 1) 対話の場の設置

第1項では、市民は、地域において自由な立場でまちづくりについて意見交換ができる対話の場を設置するよう努めることを規定しています。市民が気軽に楽しく日常生活から感じたことやまちづくりについて地域で語り合える機会と対話の場として、意見交換会やワーキングなどといった場を市民が主体となってつくっていくことをめざしています。

対話の場は、市が市民に設置を押し付けるのではなく、市民が主体的に設置し、運営を行う場をいいます。

### 2) 運営に必要な支援

第2項では、市は、市民がまちづくりに関する対話の場を設置したときには、その運営に必要な支援を行うことができることを規定しています。

### 3) 人材の育成

第3項では、市は、対話の場を円滑に進めるために、人材育成の支援を行うことを規定しています。これは、市民公益活動への支援などを通じて、側面的な支援として実施していきます。

### 4) 支援の範囲

第4項では、市は、第2項及び第3項における対話の場への具体的な支援の範囲や方法などを、別に定めることを規定しています。現在もアドバイザーの派遣実施や一定の規模でまちづくりについての対話の場が設置される場合などには、市はその運営に必要な支援を行うことをここで規定しています。

### (校区まちづくり協議会)

第10条の2 市民は、第5条に規定する議論の場又は前条に規定する対話の場では出された地域における社会的な課題の解決を図り、及び地域のまちづくりを推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、校区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。

- 2 市は、協議会の設置に関し必要な事項を別に定めるものとする。
- 3 協議会は、民主的に、かつ、市民に開かれた運営を行うとともに、当該校区の市民の意見を反映した地域のまちづくりを行うものとする。
- 4 市は、協議会が策定したわがまち推進計画に基づき行う地域のまちづくりに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、財政支援については、予算の範囲内で行うものとする。
- 5 市は、前項に規定する支援の実施に当たり、その支援の範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

### 校区まちづくり協議会（条例第10条の2の解説）

第10条の2では、協働によるまちづくりを進めていくために、協議会の設置及び支援について定めています。

#### 1) 協議会の組織について

第1項では、議論の場や対話の場では出された地域の課題の解決に向けた取り組みをはじめ、広く地域の意見を聞きながらまちづくりを進めていくため、協議会の組織について規定しています。協議会は、小学校区を基本として活動する地域の自治組織を基盤に、地域で活動する市民が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、連携・協力することで、さまざまな取り組みについての広がりや、地域で対応できる社会的な課題の解決を図っていただくとする組織です。

協議会は、校区住民の声が反映された組織として、同様の組織が複数設立されることによる混乱を避けるとともに、協議会のもとで、当該校区の市民の一体感がより高まるよう「一を限り」とします。ただし、地域の活動の状況に応じて、中学校区を協議会とすることもできます。

協議会は、市が地域に設置を押し付けるのではなく、地域によって主体的に設置・運営される協議会であることから、「設置することができる」としています。

## 2) 協議会の設置について

第2項では、市は、協議会の設置について、その詳細を別に定めることを規定しています。協議会は、各校区で主体的に設置していただくこととしており、より多くの参加のもと、地域が一体となれるような組織とすることが望まれます。

校区に住む又は活動する個人、団体、事業者であれば誰でも会員になれることとしますが、地域に浸透するまでには一定の期間を要することから、地域の実情を踏まえながら、参加の輪を広げていけるような仕組みを考えておくことが大切です。

また、校区内の市民は、自らが暮らすまちに対する想いの実現に向けて、積極的に地域のまちづくりに参画するよう努めることが大切です。

## 3) 協議会の運営について

第3項では、協議会は、多様な市民が参加する組織として、市民に開かれた運営を行うとともに、公正かつ公平な立場で、地域の市民の意見を反映した、地域のまちづくりを行うことを規定しています。

## 4) 協議会への支援

第4項では、市は、協議会が策定したわがまち推進計画にもとづき行う地域のまちづくりに対して、人材、資金、活動拠点、情報などといった必要な支援を行うことを規定しています。

ただし、財政支援については、市全体の財政状況と密接に関係するため、予算の範囲内としています。

## 5) 支援の範囲

第5項では、市は、協議会への支援の実施にあたって、支援の範囲、方法その他必要な事項について、その詳細を別に定めることを規定しています。



### (わがまち推進計画)

- 第10条の3 協議会は、暮らしに身近なまちづくり及び様々な地域活動を進めていくに当たり、当該校区の市民の意見を集約した上で、地域のまちづくりの目標、活動方針、活動内容等を定めたわがまち推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。
- 2 協議会は、策定した推進計画を当該校区の市民に公表した上で、その実現に向けて、適切な進行管理に努めなければならない。
- 3 市は、推進計画に掲載された事業が、法令、条例等及び八尾市総合計画の基本構想に即し、かつ、まちづくりに資するものであると認めるときは、市政運営に当たり、その実現に努めなければならない。

## わがまち推進計画（条例第10条の3の解説）

第10条の3は、協議会の任務として、地域のまちづくりの計画である「わがまち推進計画」の策定について定めています。

### 1) わがまち推進計画

第1項では、推進計画の策定について規定しています。推進計画は、協議会が暮らしに身近なまちづくりやさまざまな地域活動を進めていくために、地域の市民の想いやまちづくりの方向をまとめるものです。

協議会の中での意見交換を通して、「何に力を入れていくのか」、「地域の担い手をどうしていくのか」、「地域の特性や地域での活動のノウハウをどう次の世代に引継いでいくのか」といったことを話し合っただき、地域のまちづくりの目標や活動方針、活動内容などを定めた推進計画を作成し、地域で共有していただくものです。

### 2) 計画の公表と適切な進行管理

第2項では、協議会は、地域の活動を具体的に見えるものとする中で、協議会の活動への理解、及びより多くの地域の市民の参加を促すために、策定された推進計画を当該校区の市民に対して、回覧板や集会、インターネットなどの多様な広報媒体により、公表することを義務化するとともに、公表した推進計画の実現に向けて、適切な進行管理を行うことを規定しています。

### 3) 計画できる範囲

第3項では、推進計画は、地域の想いを集約した推進計画ですので、法令や条例等、及び八尾市総合計画の基本構想との整合性と照らしつつ、計画が示す想いや内容について、市は、最大限尊重するとともに、推進計画にある事業の実現に努めなければならないことを規定しています。

## (市民公益活動への支援)

第11条 市は、市民公益活動を支援することができる。

### 市民公益活動への支援 (条例第11条の解説)

第11条では、市民と市の協働によるまちづくりを進めていくためには、市民公益活動がより活発化する必要があり、市民公益活動への支援を行うことができることを定めています。

市民公益活動とは、自主的かつ積極的な社会貢献活動のことをいいます。

市民公益活動への支援は、財政的な支援として、「地域福祉推進基金」などの各種基金や、交流の場や情報・ノウハウの提供として、「八尾市市民活動支援ネットワークセンター」などがあり、その活用を図っていきます。

市民公益活動への支援にあたっては、活動の透明性や公益性、八尾市がめざすまちづくりとの整合性などに留意するとともに、支援したことによる効果や成果について検証していく必要があります。

また、市民公益活動を行う団体自身も、その活動が社会的な評価を受けるためには、自らの活動を広く情報公開することにより、透明性を確保することが求められます。



### (市民意見提出制度)

第12条 市は、基本的な政策等を立案するときは、事前にその案を公表し、市民の意見を求めるものとする。

2 市は、前項の規定による意見に対する考え方を公表するものとする。

3 市は、前2項の規定の実施に当たり、範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

## 市民意見提出制度 (条例第12条の解説)

第12条では、政策等の立案においてその目的、内容などを公表し、市民からの意見を広く求める仕組みを定めています。

### 1) 市民意見の提出

第1項では、市は、市民生活に大きな影響を及ぼすような計画の策定や条例の制定などを行うにあたっては、早い段階において案の公表に努め、市民からその案についての意見を募集することが必要であることを規定しています。市が市民に意見を求める時には、市民が意見を提出しやすいように、作成した趣旨、目的、背景、事案に対する考え方や事案に関する資料を事前に公表することが必要となります。

### 2) 意見に対する市の考え方の公表

第2項では、市は、提出された意見の内容、及びその意見を受けて修正したかどうかについて、市の考え方を公表していくことを規定しています。市民からの意見を聴取するだけでなく、出された意見について市としての考え方を市民に公表していくことで、市民と市との信頼関係をより強めていくことが大切です。

### 3) 市民意見提出制度の対象範囲等

第3項では、市は、市民意見提出制度の対象範囲やその具体的な手続きなど必要な事項については、別に定めることを規定しています。



## (行政評価)

- 第13条 市は、市が実施し、又は実施しようとする施策及び事務事業について、その成果及び達成度を明らかにするため、行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。
- 2 市は、前項の行政評価の結果について、市民が意見を述べる機会を設けるよう努めなければならない。

### 行政評価（条例第13条の解説）

第13条では、市民が市の仕事を理解し、市とコミュニケーションを図るための道具としての行政評価について定めています。

行政評価とは、一般に行政活動を一定の基準・視点に立って評価し、その結果を改善に結びつける手法のことをいいます。

#### 1) 行政評価の実施及び公表

第1項では、行政評価の実施と公表について規定しています。市は、市の施策や事務事業を実施するにあたって、それを実施することによりどのような効果や成果があるかを事前に評価し、またそれを実際に実施していく過程においてその成果や達成度をはかることにより、その後の施策に活かしていくことができます。そして、市がその評価結果を市民に公表することで、実施しようとする施策や事業についての事前の考え方や現状を市民に説明し、第9条に規定する説明責任を果たすことができます。

#### 2) 行政評価結果に対する意見

第2項では、市は、市の内部評価だけではなく、外部からの評価として、市民が評価する仕組みをつくり、市民が意見を述べる機会を設けるよう努めなければならないことを規定しています。



### (審議会等の運営)

- 第14条 市は、その所管する審議会等（以下「審議会等」という。）の委員には、市民からの公募による委員を選任するよう努めなければならない。
- 2 市は、市民から審議会等の委員を公募する場合は、その選考において、公正な審査により選任しなければならない。
- 3 市は、審議会等において議論が尽くされるよう配慮しなければならない。

## 審議会等の運営（条例第14条の解説）

第14条では、審議会等の委員にできるだけ多くの市民が参画できる仕組みをつくることについて定めています。

### 1) 審議会等の委員の選任

第1項では、市は、審議会等にできるだけ多くの市民の意見を反映させるために、審議会等の委員として公募による市民を選任するよう努めなければならないことを規定しています。八尾市では、既に市政に対する市民参加を促進するために「審議会等の設置等に関する要綱」及び「審議会等の委員公募実施指針」を作成し、審議会などへの市民公募を行っていますが、このことを条例において明確にルール化しています。

### 2) 審議会等の委員の選考

第2項では、市は、公募による市民委員の選考にあたっては、さまざまな市民が平等に参画できるようにし、その選任にあたっては透明性を確保し、公正な審査でなければならないことを規定しています。

### 3) 審議会等の運営

第3項では、市は、市民の意見が反映されるために、審議会等の運営にあたって、十分に議論が尽くされるように配慮しなければならないことを規定しています。



## (満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障)

第15条 市は、市民のうち、満20歳未満の青少年及び子どもが、その年齢にふさわしいまちづくりへの参加の機会を保障するよう努めなければならない。

### 満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の 機会の保障 (条例第15条の解説)

第15条では、20歳未満の市民が、まちづくりに参加する機会を保障することについて定めています。未成年で参政権がない青年から小学生、幼児までを含みます。

市は、子どもたちが、その理解力・判断力に応じて、その年齢にふさわしいまちづくりに参加する機会を保障していくよう努めなければなりません。

子どもたちは次の八尾市を担う世代であり、市はさまざまな機会をとらえ、子どもたちがまちづくりに関心を持つように工夫をする必要があります。また、まちづくりにおいて、子どもたちに大きな影響を及ぼす場合には、子どもたちがまちづくりに参加し、意見を述べる機会を保障することが大切です。

幼児のまちづくりへの参加の機会については、直接的には困難であるとは考えますが、保護者が子どもたちの代弁者となって参加するということが大切です。



### (条例の見直し)

第16条 市は、地域力を活かした市民と市の協働のまちづくりの推進状況の継続的な把握に努め、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例が本市にふさわしいものであるかについて検討を行うものとする。

2 市は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、第1項の規定による検討を行い、及び前項の規定による必要な措置を講ずるに当たっては、市民の意見を聴取しなければならない。

## 条例の見直し (条例第16条の解説)

第16条では、実情に応じた条例の見直しを行い、進化性を持たせることを定めています。

### 1) 見直し時期

第1項では、市は、地域力を活かしたまちづくりの推進状況の把握を、継続的に行なうとともに、この条例の施行から5年を超えない期間ごとに、社会情勢や推進状況に応じて、この条例が八尾市にふさわしいものであるかどうか検討することを規定しています。

### 2) 必要な措置

第2項では、市は、第1項の検討結果から、この条例とこの条例に基づく制度などを見直すことが適当と判断された場合、新たに条例を制定するなどの必要な措置を講ずることを規定しています。

### 3) 市民意見の聴取

第3項では、市は、この条例は市民と市による協働のまちづくりを推進することを目的としたものであることから、推進状況の検討と必要な措置を講ずるにあたっては、市民の意見を聴取することを義務づけています。市民の意見の聴取は、市民意見提出制度だけでなく、さまざまな方法により実施していくことが必要です。

